

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日：基金の創設	平成18年	2月10日
救済給付・特別遺族給付金の支給	平成18年	3月27日
事業者からの費用徴収	平成19年	4月1日
医療費等の支給対象期間の拡大等(法改正)	平成20年	12月1日
指定疾病の追加(政令改正)	平成22年	7月1日
特別遺族弔慰金の請求期限の延長(法改正)	平成23年	8月30日
一般拠出金率の改定(告示改正)	平成26年	4月1日
特別遺族弔慰金の請求期限の延長(法改正)	令和4年	6月17日

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

- ①一般事業者(全事業者)
※労働保険徴収システムを活用
- ②特別事業者(一定の要件に該当する石綿との関連が深い事業者)から追加費用を徴収

国

- ▶平成17年度補正予算により基金に拠出(約386億円)
- ※そのほか、基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

都道府県

- ▶国の基金への費用負担の約1/4に相当する金額を10年かけて拠出(H19~28年度 9.2億円/年)

石綿健康被害救済基金
(独)環境再生保全機構

判定の申出

判定結果の通知

環境大臣

意見の聴取

意見

中央環境審議会

申請・請求

認定・給付

被害者 又は 遺族

指定疾病：中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

救済給付

- ▶被害者が指定疾病にかかった旨の認定を受けた場合の給付
 - ・医療費(自己負担分)
 - ・療養手当(103,870円/月)
 - ・葬祭料(199,000円)
 - ・救済給付調整金
- ▶遺族が支給を受ける権利の認定を受けた場合の給付
 - ・特別遺族弔慰金(2,800,000円)・特別葬祭料(199,000円)

※「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく被認定者には、上記救済給付とは別途、同法に基づく給付金が支給される。

※上記のほか、労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する特別遺族給付金(厚生省所管分)がある。

【指定疾病別の認定状況(施行前死亡者を除く。)]

※令和5年度末現在

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
中皮腫	627	525	571	572	601	572	684	620	557	656	773	779	904	756	563	1,030	780	886	12,456
肺がん	172	117	144	140	119	112	114	153	119	130	132	137	172	176	97	235	233	221	2,723
石綿肺	-	-	-	-	5	4	8	4	3	0	6	6	3	2	3	1	1	5	51
びまん性胸膜肥厚	-	-	-	-	9	16	15	12	7	18	22	19	34	23	20	21	27	25	268
計	799	642	715	712	734	704	821	789	686	804	933	941	1,113	957	683	1,287	1,041	1,137	15,498

【施行前死亡者の認定状況】

計	1,587	324	485	628	106	73	317	35	13	11	17	10	13	12	8	22	16	6	3,683
---	-------	-----	-----	-----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	---	-------